| 行 政

国保医療課 国民健康保険係

足が見込まれ、

出額) を 変 り 年 度

納付見込額

えな

こと (歳出 平成

が

被保険

者数の減少で歳入不

36 $\begin{array}{c} 1 \\ 3 \\ 6 \end{array}$ 3

被保険者が国保税を出し心して医療を受けるため、病気やけがをしたときに安 合って助け 見直. することが事業運営の 歳出額 位として収支する短期保険 国保 国民 **観に応じた国保税率を** 安年度、保険給付費等 は 健 康保険 適正な税率を設定 け 合う制 会計年度を単 国 一度です。 保 は

今回の改定では、医分で構成されています 支が均衡すると見込まれる と後期高齢者支援金分は収今回の改定では、医療分 者支援^ 納付金分は、 りたことになりました。 め、 保税 現行税率のまま据え 金分、 は医 介護 介護 ^暖第2号 ず。 後期高 介

見直し 毎年度、 をお願い. を維 険者をはじめ、 な国保税率に改定しま みなさんの した国民健康保険制度 国民健康保険被保 では、 持 を行 していくため、 歳出に応じて)理解と協-今後も安定 適 正

国 民 健 康 保 険 率 改 定

平

成

29

年

度

平

付成

金 29

並が引き上げに 日度の介護

ました。

税率の引き上げとなり

·表のとおりです。

平成29年度の国保税率

【税率・税額改定の内容】

E DO TO DO					
		区分			
医療分	所得割	加入者全員の課税標準所得額(*)			
	均等割	加入者の人数			
	平等割	一世帯当たり			
後期高齢者 支援金分	所得割	加入者全員の課税標準所得額(*)			
	均等割	加入者の人数			
	平等割	一世帯当たり			
介護納付金分	所得割	加入者全員の課税標準所得額(*)			
	均等割	加入者の人数			
(*) 電粉煙	進所得額—	・ 前年の総所得全額等 - 其礎物除	Re		

平成28年度	平成29年度	差引
7.5%	7.5%	-
27,300円	27,300円	-
27,300円	27,300円	-
2.4%	2.4%	-
8,400円	8,400円	-
8,400円	8,400円	-
2.5%	2.8%	0.3%
15,500円	15,800円	300円

前年の総所得金額等-基礎控除額(1人当たり最大33万円)

国保税率はどのようにして決まるのですか?

毎年度、医療費、後期高齢者支援金や介護納付金などの歳出額 を見込み、国県市などからの補助金を除いた金額を国保税でまかなう 必要があります。そのため、前年度より必要な国保税額が増加すれば 引き上げることになり、減少すれば引き下げることも可能になります。 被保険者が負担する国保税は、世帯の加入者の所得や人数で決まりま す

国保税は何に使われていますか? Q Z

国保税は、加入者の保険給付費(医療費)、後期高齢者支援金、 介護納付金などの支払いに使われています。運営のための事務費(郵 送代や人件費など)には、一切使われていません

平成29年度の私の世帯の国保税はいくらになりますか? Q3

A 3

①市ホームページに試算できるページがあります

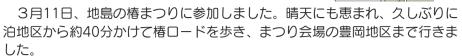
▽市IPP http://www.city.munakata.lg.jp/→「健康・保険・福祉・ 子育て」→「年金・医療・介護」→「国民健康保険」→「国保税」 →「あなたの世帯の国保税を計算してみましょう(平成29年度版)」

②平成28年中の収入が分かる物(源泉徴収票、確定申告の控えなど) を準備して、国保医療課に問い合わせを

*土・日曜日、祝日を除く午前8:30~17:00に、窓口(本館1階6番) でも受付可

広報紙15日号で毎月、市 HP http://www.city.munakata lg.jp/に掲載している市長ブログを紹介しています。 ■問い合わせ先

秘書政策課秘書担当 ☎(36)0890



宗像三女神を祭る厳島神社にお参りした後、やぶ椿を楽しみながら遠見山 (標高186m)から見える沖ノ島の展望を期待して山を登りました。残念なが らモヤのため沖ノ島を見ることはできませんでしたが、青々と雄大に広がる 大海原に満足し、会場に向かいました。

まつり会場では、地元の小学生や幼稚園児の踊りや演奏、生ワカメのつか みどりや鮮魚のたたき売りなど、島ならではの催しが盛りだくさん。島外か

ら約800人の参加があり、大 いににぎわいました。

漁業が盛んな地島。特に、 地島近海の浅瀬で太陽の光を 浴び、玄界灘の荒波にもまれ た良質な天然ワカメは、今年 も3月に宗像大社を通して、 皇室へ献上されました。

地島名物の椿ごはんや、島 民全員が参加するまつりの開 催などのおもてなしに心から 感謝し、地島を後にしました。



子どもたちの笑顔に元気をもらいました

税金に関する通知書・証明

平成29年度「市民税・県民税納税通知書」を発送

【対象・送付時期】

●給与特別徴収(給与天引き)の人 =5月12日ごろに勤務先へ発送済み

▶年金特別徴収(年金天引き)、普通 徴収(納付書、口座振替)の人= 6月5日(月)ごろに本人へ発送予定 税額は、確定申告書や市県民税申 告書、給与や年金などの支払者から 提出される支払報告書などをもと に、前年の1月1日から12月31日 までの所得金額と所得控除金額から 計算されます。

納税通知書が届いたら、記載され ている所得金額、所得控除金額を確 認してください。記載されていない 所得や所得控除がある場合は、市県 民税の申告か税務署で確定申告をす る必要があります。

*宗像市管轄の税務署は、香椎税務 署☎092(661)1031です

問い合わせ先

税務課市民税係 ☎(36)7350

平成29年度「市民税・県民税に関する証明書」 【6月6日(火)から発行開始します】

【発行場所】

- ●税務課9番窓□(本館1階)
- ●自動交付機(市役所入口、サンリ ブくりえいと宗像内)

【対象】

- ●上記の納税通知書が届いた人
- ●平成29年1月1日に本市に在住 で、次のいずれかに該当する人

▽平成28年分確定申告をした人 ▽平成29年度市県民税申告をした人

▽証明書発行のために簡易申告をす る人(税務課9番窓口で手続きし ます)

問い合わせ先 税務課固定資産税係

2(36)7351

自動交付機の休止

【6月5日(月)は自動交付機が終日使用できません】

市役所とサンリブくりえいと宗像 に設置している自動交付機は、機器 保守点検作業のため利用できませ ん。6月5日(月)に証明書の交付が 必要な場合は、市役所の開庁時間 内に税務課か市民課(いずれも本館

1階)で手続きをしてください。

問い合わせ先

▽税務課固定資産税係

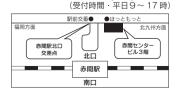
2(36)7351

▽市民課市民係 ☎(36)1126

◇初回相談(予約制・1時間)無料◇

当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・ 離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、 犯罪被害、成年後見、遺言、債務整理、過払金回収、その他、 あらゆる法律問題に対応いたします。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号 赤間センタービル3階(JR赤間駅北口) 所属弁護士 小出真実·髙本稔久(福岡県弁護士会所属)



相談予約 20940(34)1110

<5月・6月の休日相談実施日>

5月27日(土) 13~16時・6月10日(土) 10~13時(各3名様まで、要予約) 平日に時間が取れない方、ぜひ、ご利用ください。各相談日の前日までに御予約お願いします。 年度末、年度初めは相談が混み合いますので、お早めの御予約をお勧めします。 なお、上記日時に限らず、平日の相談は、随時お受けしております。





550120-315-194

☎093-293-5755 【住所】福岡県遠賀郡遠賀町鬼津417番地 【営業時間】9:00~21:00 年中無休 【ローン取り扱い】2.85%~

電太郎4つの約束 アフター抜群 商品は最新型 工事は丁寧 補償も長い